

共同扶養確認調査 ご協力をお願い

住友理工健康保険組合では、被扶養者資格の確認調査とあわせて下記要領で夫婦共同扶養についての確認調査を実施します。この確認調査は、厚生労働省の通知に基づいて行うもので、夫婦共に収入があり共同して子どもを扶養している場合は、年間収入の多い方の被扶養者として定められています。

つきましては、配偶者の方の収入を確認させていただきますので、必要書類の提出についてご協力をお願いいたします。

【厚生労働省からの通知】

「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」

(令和3年4月30日付け厚生労働省保険局保険課長通知0430第2号)

年間収入の考え方	過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの
夫婦の年間収入の差額	差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、主として生計を維持する者の被扶養者とする

実施要領

調査対象者

配偶者(夫または妻)が当健康保険組合に扶養加入しておらず、
15歳以上の子どもが当健康保険組合に扶養加入している被保険者

提出書類

- ① 共同扶養についての確認書
- ② 配偶者の収入が確認できる書類

提出期限

2024年8月30日(金)

提出方法

被扶養者資格調査書とあわせて、同封の返信用封筒で(株)法研中部へ郵送

お問い合わせ先

住友理工健康保険組合資格調査専用コールセンター
TEL:0120-226-887 【無料通話】平日のみ 9:00 ~ 17:00

提出期限
8月30日(金)

記入例

住友理工健康保険組合
(公印省略)

該当の箇所すべてをご記入お願いいたします。
記入漏れがあった場合、再提出となります。

【共同扶養についての確認書】

今回、配偶者(夫または妻)を扶養せず、子どもを扶養している方について、被保険者が子どもの主たる生計維持者であるかどうかの確認をするため、被保険者の配偶者(夫または妻)の「収入証明書」等のご提出をお願いしています。主たる生計維持者かどうかの確認は、年間収入を比較させていただきます。

夫婦共同扶養とは…

共同扶養調査の対象となるのは、夫婦ともに収入があり、ともに健康保険の被保険者である場合に、子どもをどちらの被扶養者として認定するか判断を要する方です。
それぞれの被保険者の年間収入を比較し、収入の多い被保険者の被扶養者とすることが原則です。

保険証記号・番号	1-2345678	被保険者名 (従業員名)	健保 太郎
----------	-----------	-----------------	-------

▼下記の質問にご回答(該当する項目に☑チェックまたは記入)いただき、必要書類をご確認ください。

現在、結婚していますか？

☒ はい

下記に配偶者の状況をご記入のうえ、必要書類をご提出ください。

配偶者の氏名(漢字)	健保 花子			
配偶者は 住友理工健康保険組合 の被保険者ですか？	YES	配偶者の 保険証 記号・番号	記号 20	番号 54321
追加書類のご提出はありません。 上記ご記入のうえ、本確認書のみご提出ください。				
他健保加入 の場合 (必要書類)	① 該当する項目に☑チェックし、必要書類をご提出ください。			
	☒ 会社員：令和5年分源泉徴収票[コピー]			
	☐ 自営業：令和5年分確定申告書(控)第一表 収支内訳書[コピー]または 青色申告 ☐ その他：令和6年度所得証明書[原本] 雇用保険失業給付、傷病手当金、出産手当金等を受給している場合は、年間収入が確認できる書類[コピー]			
② 配偶者の令和6年の収入見込額をご記入ください。				
260 万円 ※令和5年の収入と比較し、今後配偶者の収入が 増加・減少する予定がある場合は、理由を備考 欄に詳しくご記入ください。				
備考	R6.6月より残業時間が減ったため 収入が減少しています。			

配偶者が住友理工健康保険組合
の保険証を持っている場合はその
保険証の記号番号を記入

配偶者が住友理工健康保険組合以外
に加入している場合は令和6年の収入
見込額を記入し、必要書類を提出

収入が増減する予定がある場合
は理由を詳しく記入

☐ いいえ

本確認書のみご提出ください。

お問い合わせ先

住友理工健康保険組合
資格調査専用コールセンター

0120-226-887

無料通話

平日のみ 9:00~17:00